

総務環境委員会行政調査報告から

【八戸市】

プラスチック分別回収実証事業について

1. 実証事業を行った経緯

(1) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックの分別回収及び再商品化は市町村の「努力義務」となった。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」抜粋
(地方公共団体の責務)

第6条 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 「循環型社会形成推進交付金交付要綱（令和4年度）」

循環型社会形成推進交付金とは、市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画（循環型社会形成推進地域計画）し、計画に位置づけられた施設整備に対し交付金を交付するものである。

八戸市では、今後、最終処分場等の更新が必要になるが、交付対象事業を実施しようとする市町村は、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容等を地域計画に記載し、大臣に提出しなければならず、プラスチックの分別回収及び再商品化が「実質義務化」された。

「循環型社会形成推進交付金交付要綱」抜粋

第8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

ア 対象地域

イ 計画期間

ウ 基本的な方向

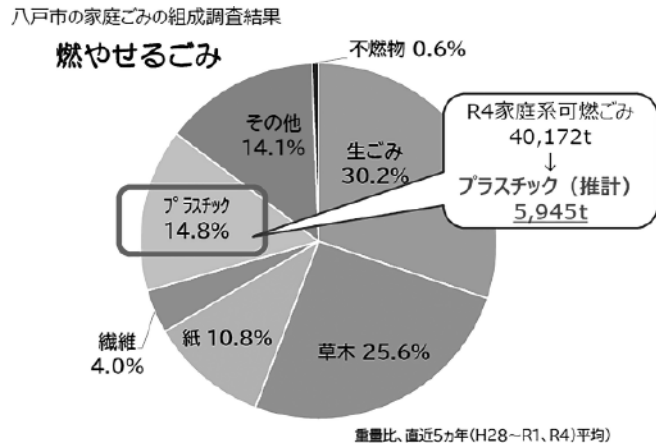
エ ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

オ プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

2. 八戸市におけるプラスチックの処理の現状

(1) 家庭ごみの組成調査結果

八戸市における平成28年から令和元年、4年の平均の重量比では、14.8%をプラスチックが占めている状況である。4年の家庭系の可燃ごみが40,172トンであることから、プラスチックは、重さにすると約6千トンと推計される。



(2) プラスチック処理の現状

八戸市においては、現状プラスチックは容器包装・製品を問わず分別回収を実施しておらず、「燃やせるごみ」として分類し、基本的に全て焼却しており、焼却処理で出された排熱をエネルギーとして利用するサーマルリサイクルを行っている。プラスチックを分別していないため、既存のごみ処理施設には、プラスチックを処理するための建屋及びプラスチックをストックするためのヤードがない状況である。

また、プラスチック資源循環促進法（第32条）に基づき、容器包装リサイクル協会に処理を委託するためには、バール化（プラスチックの圧縮・梱包を行う工程）が必須であるものの、バール化のための設備がないことから、八戸市においては、新たに処理施設を整備する必要があり、そのためには維持管理費及び収集運搬費とは別に概算で約3.2億円かかる状況である。

一方で、静脈産業※を含む様々な産業が集積している地域特性を有していることから、市内の立地企業で構成される「あおもりエコタウン」を活用し、プラスチック資源循環促進法（第33条）に基づき、バール化が不要な再商品化の大臣認定または独自処理ができないかを検討した。

※静脈産業・・・生産・消費活動から排出・廃棄される不要物を回収し、再生利用・再資源化や適正な処分を行う産業

3. 実証事業の概要

(1) 実証事業のスキーム

回収期間：令和4年10月17日から12月23日

回収場所：小中野公民館及び江陽公民館

※一戸建て、共同住宅、単身世帯比率が市平均に近い2地区を選定。対象地域の世帯数は市全体の約7%。住民説明会を1地区当たり昼、夜の2回実施

回収対象：一辺が50cmを超えない100%プラスチック製のもの
(汚れが付着しているものは除く)

排出方法：公民館の玄関に設置した回収ボックスへ投入

※指定袋はなく、プラスチックごみをそのまま入れるか、ポリ袋等でまとめて投入

回収方法：市職員が毎日回収

支援事業：環境省「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を活用。支援内容は、組成調査、経済性・CO₂削減効果の試算等

周知チラシ

JAPECO2020000 ～小中野地区・江崎地区の皆様～

プラスチックごみ回収実証事業へのご協力をお願いします

八戸市では、地域内でのプラスチックの資源価値を日増しに、プラスチックごみの回収・リサイクルの実証事業を行います。つきましては、次のおり積極的に回収しますので、地域の皆様には、プラスチックごみの分別と排出についてご協力をお願いいたします。

【回収期間】
令和4年10月17日(月)から12月23日(金)まで

【回収場所】
①小中野公民館(小中野5丁目2-17)
②江崎公民館(江崎2丁目18-34)

【回収対象】
一辺が50cmをこえない100%プラスチック製のもの
(汚れが付着して汚染したもの除く) **資源に例があります**

【排出方法】
公民館の空箱に設置した回収ボックスへ投入
空箱は回収されます。プラスチックごみはそのまま入れるか、ポリ袋等でまとめて投入してください。

説明会を開催します！

小中野公民館 2階 ふれあいホール
10月17日(月) ①14時～ ②19時～

江崎公民館 1階 小ホール
10月19日(水) ①14時～ ②19時～

(※必ず、各回とも着心内着で30～40分程度が必要です。)

※参加される方は、ぜひ、回収対象になりそうなプラスチックごみを回収ボックスに一緒にプラスチックごみを投入してみてください！

※回収したプラスチックは、東の循環/UP工業で粉体カーボン炭でリサイクルされ、製品になります。

八戸市環境部 環境政策課 Tel:43-9362 Mail:kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp

令和4年10月17日から12月23日まで
プラスチックごみリサイクル実証事業にご協力をお願いします！

「一辺が50cmをこえない100%プラスチック製」で「汚れが付着していない」ものが対象です。
 ◆特に、食品容器はきれいに洗っていただいたものは回収対象となりますが、水ですすいで汚れやにおいが落ちないものは通常の「可燃ごみ」へ出してください。
 ◆金属などを含む場合は、金属などの部分をはずすことができたものは回収対象となります。

回収対象となるプラスチックごみの例

(軽薄包装プラスチック) 食品の容器・ペットボトル	(食品プラスチック) 文具用品・おもちゃ等 容器用品・調理容器 園芸用品・洗濯用具等 ふた・ラベル等 包装用品等
------------------------------	---

次のものは入れないでください！

のび紙製・厚手の容器類のもの (例) リヤクム電器やライターなど	刃物類 (例) はさみやカッター・ナイフなど	金属を含むもの (例) 缶や蓋など	ゴム・シリコンなど (例) ゴム手袋や輪ゴムなど	資源に例上しないもの (例) 紙やプラスチック製のもの
-------------------------------------	---------------------------	----------------------	-----------------------------	--------------------------------

八戸市環境部 環境政策課 Tel:43-9362 Mail:kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp

回収ボックス (右側)

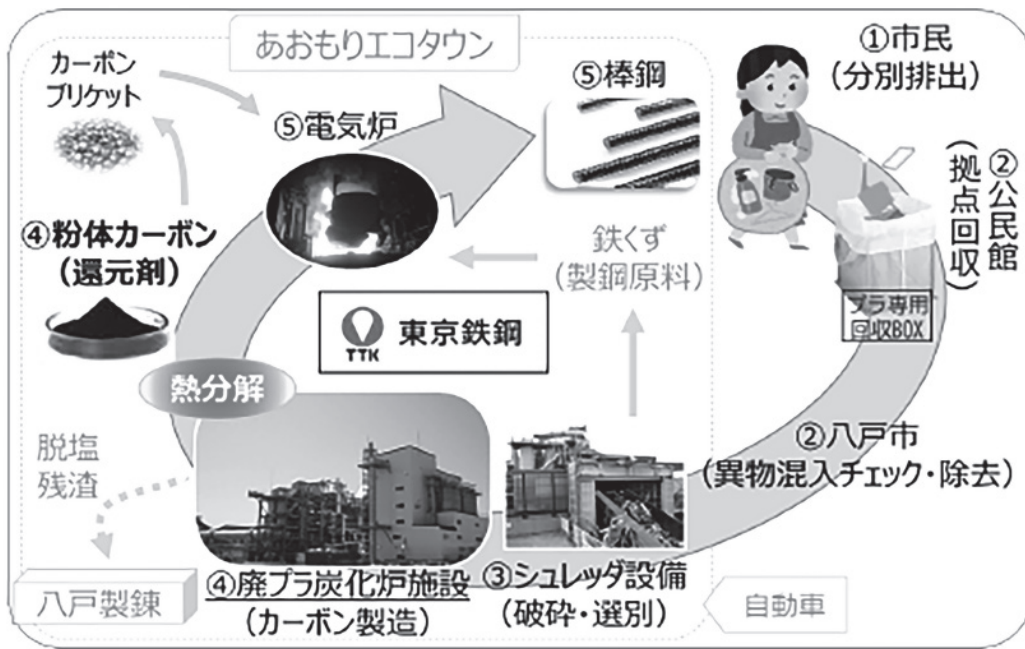


回収の様子



(2) 分別回収及び再商品化のスキーム

東京鉄鋼株式会社八戸工場においては、自動車由来の廃プラスチックの処理と併せて、産業廃棄物として回収された廃プラスチックの処理を行っている。回収したプラスチックを同工場へ搬送し、シュレッダー施設で破碎した後、廃プラスチック炭化炉施設で、約4時間かけて回転しながら蒸し焼きにすることで、プラスチックは熱分解され、粉体カーボン（還元剤）が作り出される。作成された粉体カーボンはブリケット状に固められ、同工場内の電気炉で鉄を製造するための還元剤として使用される。



○実証実験の様子



①保管施設で保管後、搬送



②シュレッダー設備で破碎・選別



③炭化炉施設の熱分解ドラムで4時間回転し蒸し焼き



④熱分解後、粉体カーボンがブリケット状に成型され、電気炉で還元剤として使用

(3) 実証事業の結果

① プラスチック回収量：1,450kg（68日間）

② 組成調査結果

【湿重量比】 プラ製容器包装57%，製品プラ42%

【容積比】 プラ製容器包装78%，製品プラ19%

【プラ樹脂の種別（湿重量）】 ポリプロピレン（PP）60%，ポリスチレン（PS）14%，
ポリエチレン（PE）13%，ポリエチレンテレフタレート（PET）10%

③ 還元剤の品質：良好

④ 経済性と環境への影響分析及び事業の効果

【事業費】 プラス6.3%

【CO₂排出量】 マイナス1.9%

【ごみ量削減効果】 マイナス120 t / 年

○回収された主なプラスチック



容器包装



台所用品

○回収対象外のもの



紙類等



使い捨てマスク

4. 課題・今後の取組

(1) 課題

①再商品化手法が交付金の要件を充足するか。

②容積が大きい（15m³/日を想定）ため，市民にどこでどのように排出してもらい，どのような頻度で回収すべきか。

③異物の除去を誰がどこでどのように行うのか。

④上記を経済と環境の両面から，いかに合理的に実現させるか。

(2) 今後の取組

①プラスチック資源循環促進法（第33条）の大臣認定を目指し，環境省と相談

②民間施設における拠点回収の実現可能性を検討

③異物除去方法について廃棄物処理業者と検討

④上記を解決次第，全市における展開（交付金対象事業終了後から1年以内が目安）

【台東区】

食品ロス削減推進の取組について

1. 台東区食品ロス削減推進計画の策定に至った背景・経緯

(1) 国際的な動き

国際的な食品ロス削減への関心は、気候変動や飢餓の撲滅への対応など、持続可能な社会づくりの側面から高まっており、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されている。

(2) 国の動き

国は、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」を施行し、2年3月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中で、「平成12年度比で令和12年度までに食品ロスの量を半減させる」ことを目標として掲げている。また、食品ロス削減推進法では都道府県や市町村においても「食品ロス削減推進計画」を策定することを求め、食品ロスの削減が社会全体で「国民運動」となるよう機運の醸成とその定着に努めることとしている。

2. 台東区食品ロス削減推進計画の策定（令和3年3月）

台東区では、令和3年3月に台東区食品ロス削減推進計画を策定（台東区一般廃棄物処理基本計画に包含）し、区民・事業者・来街者・行政が、相互に連携・協力し、食品ロス削減の取組を進めている。〔計画期間：令和3年度～12年度の10か年計画〕

(1) 台東区食品ロス削減推進計画の基本理念

台東区食品ロス削減推進計画は、「みんなで食べものを大切にする世界の実現」を基本理念とし、幅広い世代に親しみやすいスローガンとして「～おいしく食べて、たのしく解決～」を掲げている。区民、事業者、来街者、関係団体、区など相互に課題を共有し、アイデアを持ち寄り、連携・協力の下、台東区らしい食品ロス削減の取組を推進し、食べものを大切にする世界の実現を目指している。

(2) 食品ロス削減推進の基本方針

基本理念の実現に向け、3R+Sを基本原則とした3つの方針を食品ロス削減推進の基本方針と定めている。

【基本方針1】リデュース（発生抑制）の取組

まだ食べることができる食品を廃棄しない「リデュース（発生抑制）」に優先して取り組むもの。

〔施策〕

- ・教育及び学習の振興、普及啓発
- ・食品関連事業者等の取組に対する支援

〔主な取組の内容〕

- ・（仮称）食品ロス削減クッキングの日の創設

- ・リサイクル協力店制度の見直し
- ・新たなツールを活用した食品ロス削減の取組の促進

【基本方針2】リユース（再使用）とリサイクル（再生利用）の取組

食品を必要としている人へ届ける「リユース（再使用）」「リサイクル（再生利用）」に取り組むもの

[施策]

- ・未利用食品を提供するための活動への支援等

[主な取組の内容]

- ・フードドライブの実施

【基本方針3】サステナブル（持続可能）な取組

基本方針1, 2を「持続可能な取組（サステナブルマネジメント）」として行うことで食品ロスを削減し、みんなで食べものを大切にする世界の実現を目指すもの

[施策]

- ・計画の推進体制
- ・情報発信・情報共有の推進
- ・調査・研究の推進

[主な取組の内容]

- ・台東区廃棄物減量等推進審議会の開催
- ・リサイクル協力店制度の見直し
- ・新たなツールを活用した食品ロス削減の取組の促進
- ・調査・研究の実施

(3) 数値目標

指標	定義	令和元 (2019)年度 基準年度	令和7 (2025)年度 中間年度	令和12 (2030)年度 目標年度
区民1人1日あたりの食品ロス排出量	区内の家庭から排出した区民1人1日あたりの食品ロスの量	約52g/人日	約39g/人日	約26g/人日 半減を目指す
食品ロス削減の取り組みを実践している区民の割合	食品ロスの課題を認識し、削減に向けて何らかの取り組みを行っている区民の割合	・「本格的に実践している」5.9% ・「出来る範囲で実践している」83.2%	100%を目指す	100%を目指す

3. 台東区における食品ロス削減に向けた具体的な取組

(1) フードドライブ常設窓口（開設：令和4年10月）

フードドライブとは、家庭で余っている食品（レトルト食品や缶詰など）をイベント会場や学校、職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動であり、食品ロスの3つの分類である「直接廃棄」、「過剰除去」、「食べ残し」のうち、「直接廃棄」（手つかず食品）削減への効果が期待できる。

① 経緯と目的

- ・台東区においては、燃やすごみの1割が食品ロスであり、その中で最も多かったものが手つかずの食品であった。
- ・これまでイベント時や環境月間（6月）期間限定で実施していたが、区政サポーターアンケートの調査結果や食品提供者から常設化の要望があった。



さらなる「食品ロス削減の推進」と「手つかず食品の有効利用」を図るため、常設窓口を設置

② 事業概要

ア 受付方法

常設窓口の設置による通年受付

清掃リサイクル課職員による対面での受け取り（家庭内での保存方法や賞味期限の確認等）

イ 受付食品例

穀類（米、麺類等）、フリーズドライ食品、保存食品（缶詰、離乳食、佃煮等）、防災食、調味料各種、乾物、インスタント食品、レトルト食品、飲料、ギフトパック（贈答品、お供物等）、お菓子

※賞味期限の記載があり、賞味期限が2カ月以上あるもの

冷蔵・冷凍食品、生鮮食品は受け付けない

包装や外装が破損していない未開封のもの

介護用の食品、医薬品は受け付けない

食品表示がラベル等で日本語表記されているもの

酒類及びノンアルコール飲料は受け付けない

ウ 提供先

台東区フードパントリー運営団体支援事業補助金交付団体

台東区フードパントリー運営団体支援事業補助金は、食の支援を行う団体が食糧支援を必要としている子育て世帯に対して実施するフードパントリー事業に要する経費の一部を補助することにより、同事業の充実を図り、もって子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的としている。

対象となる事業は、月に1回以上フードパントリーを開催、1回につき10名以上が参加できることなどで、台東区内に居住している子供及びその保護者を対象としている。

フードドライブ常設設置はじめました

「もったいない」を「おれがどう」へ

フードドライブ

にご協力ください

好きではない頂き物や多量にあるものなど、ご家庭で不要な食品、使わずに集まっている食品があれば、お持ち寄りください。お持ちいただいた食品は支援団体などを通じて、食の支援が必要な方々にお渡しいたします。

ご提供いただきたい食品例

- ※常温保存で未開封、賞味期限が2か月以上あるもの
- ※乾麺(お米、雑穀等) ※フリーズドライ食品 ※お菓子
- ※保存食品(缶詰、離乳食、固形等) ※防災食等
- ※調味料各種(食用油、しょう油、ソース等) ※清涼食
- ※乾物(のり、豆等) ※インスタント食品、レトルト食品等
- ※飲料(ジュース、コーヒー、お茶、紅茶等)
- ※ギフトパック(お菓箱、お中元、贈答品、お供物等)

食品表示、賞味期限の無いもの、冷蔵・冷凍食品、生鮮食品は受けできません

受付時間：午前8時30分～午後5時
※土日・祭日・年末年始は受け付けていません

受付場所：台東区役所清掃リサイクル課
(本庁舎6階5番窓口)

◆日本では、年間食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが年間522万トンの発生
◆台東区では、既に一人あたり1日30gの食品ロスが発生
◆なんにももったいない食品が食べられずに捨てられています

【問合せ】台東区 清掃リサイクル課 ☎ 5246-1018

提供品 (令和4年12月 (過去最高))



③ 実績 (令和4年10月以降)

提供品リスト					
月	数量	重量 (kg)	人数	区内	区外
10	216	49.2	17	11	6
11	184	53.4	13	13	0
12	352	115.1	32	30	2
1	293	81.55	27	27	0
2	57	13.4	8	7	1
3	147	41	15	11	4
合計	1249	353.65	112	99	13

提供品リスト					
月	数量	重量 (kg)	人数	区内	区外
4	137	38.6	12	12	0
5	332	67.6	25	21	4
6	139	40.4	16	14	2
7					
8					
9					

(2) 食品ロス削減 無人販売機「fuubo」の設置

「fuubo」とは、食品ロス削減を目的とした非対面・非接触・キャッシュレスの無人販売機で、パッケージ変更・賞味期限間近などの理由で流通できなくなったフードロス商品をお得に商品購入できるサービスであり、フードロス商品が消費者の手に渡り消費されることで、廃棄されるはずだった食品が焼却されずに済み、食品ロス削減とCO₂削減につながる。

① 経緯と目的

- ・令和4年7月の新聞において、「fuubo」が掲載 (JR中央線沿線では、既に設置が進んでいた)
- ・「fuubo」を開発したZERO株式会社の所在地が台東区





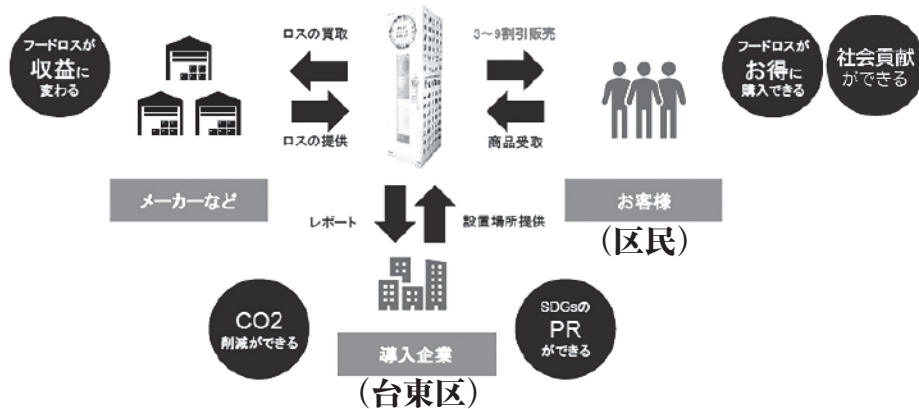
食品ロス削減のための新たなツールとして、令和5年4月に都内自治体で初となる「f u u b o」設置

② 設置に向けた取組

- ・ Z E R O株式会社と「食品ロス及びCO₂排出削減の推進に関する協定」の締結
- ・ 設置場所の調整
- ・ 2者の連携事項（主な具体的内容）
 食品ロス削減量・CO₂排出削減量の報告
 環境教育（SDGs教育旅行，区内学校での授業など）
- ・ 区内事業者の食ロス商品を募集

③ 事業概要

店頭と並べることでできない商品をメーカー希望小売価格より安く買い取り，無人販売機「f u u b o」に入れることで，消費者は3～9割引の価格で購入することができる。
 消費者は商品をお得に購入することができ，同時に食品ロス削減という社会貢献をすることもできる。



○利用方法

ア 商品を購入する

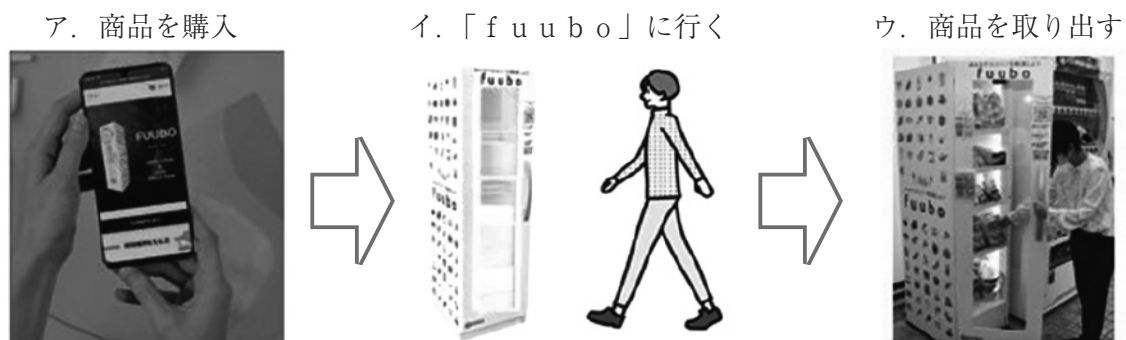
専用のWEBサイトから「f u u b o」が設置されている場所と商品を選択し，オンライン決済にて購入

イ 「f u u b o」に行く

購入が完了すると，商品受け取りのURLがメールで届く。

ウ 商品を取り出す

URLを開くとカメラが立ち上がり，「f u u b o」に貼付されているQRコードを読み取るとロックが解除される。



④ 実績と効果

ア 実績

- ・台東区内の食品製造事業者2社と提携 ※現在うち1社が提供
- ・「f u u b o」販売個数 約500個（販売期間3カ月）
- ・販売品は、お菓子、パン（賞味期限の長いもの）、備蓄品、カップラーメンなど

イ 効果

- ・意識啓発（食品ロスを考えるきっかけ・購入そのものが行動）
- ・プレスリリース後の反響
TV, 新聞, 地域の機関紙・情報誌など
- ・食品ロス削減（区内事業者）・CO₂削減

【さいたま市】

AIを活用した移動支援について

1. コミュニティバス等導入ガイドライン

(1) ガイドライン策定の経緯

さいたま市では、「集約・ネットワーク型都市構造を支えるアクセス性の高い交通体系の構築」を実現するため、鉄道・路線バスとコミュニティバス等を組み合わせ、一体的な公共交通ネットワークの構築と提供を目指している。

このうち、コミュニティバス等には、市内の交通空白・不便地区の解消等が期待されており、コミュニティバス等の運行にあたっては、市民（地域の方々）自らが『守り』、『育てる』ことが望まれている。

市民（地域の方々）が住んでいる地域にコミュニティバス等の運行が必要と考えたときに、市民（地域の方々）、市、事業者が協働して、地域生活に役立ち、利用され続ける公共交通を検討するための手引書として、平成23年3月に「コミュニティバス等導入ガイドライン」を策定した。



(2) コミュニティバス等のコンセプト

さいたま市には、南北方向に運行する鉄道路線を結ぶ形で、主に東西方向に多くの路線バスが運行されており、市民の生活の足として重要な役割を担っている。市内の交通空白地区・不便地区を解消するコミュニティバス等を導入する場合、市民生活の足を担う既存のバス路線と競合しないよう配慮して計画することが必要である。路線バスと競合する路線にした場合、既存の路線バス利用者を奪う結果になり、かえって路線バスの減便や撤退を招く可能性がある。

路線バスとコミュニティバス等の相互が持続可能な交通体系を構築するため、コミュニティバス等を『路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通』に位置づけた。



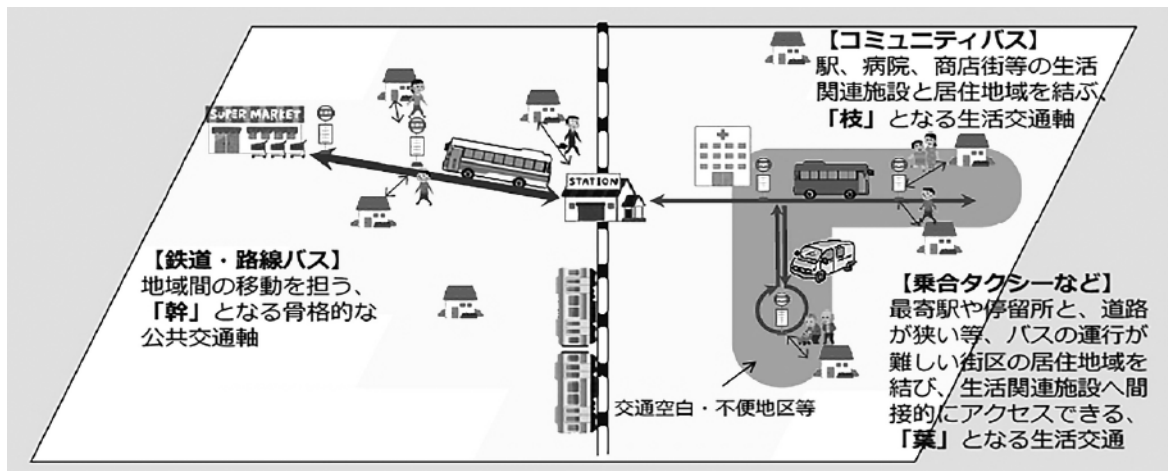
コミュニティバス（定員数 28～35 人※）

※定員数は例であり、運転手を除く人数



乗合タクシー（定員数 9 人※）

公共交通ネットワーク全体の中のコミュニティバス等の役割



- ・ 鉄道や路線バスを補完し、地域内の公共交通ネットワークを形成
- ・ 交通空白地区・交通不便地区等の解消
- ・ 高齢者や子育て層など、誰もが利用しやすい交通サービス
- ・ 駅、病院、商店街（スーパー、商業施設等含む）、金融機関、区役所などの生活関連施設へのアクセス
- ・ 利用者と市が費用分担する持続可能な地域交通サービス

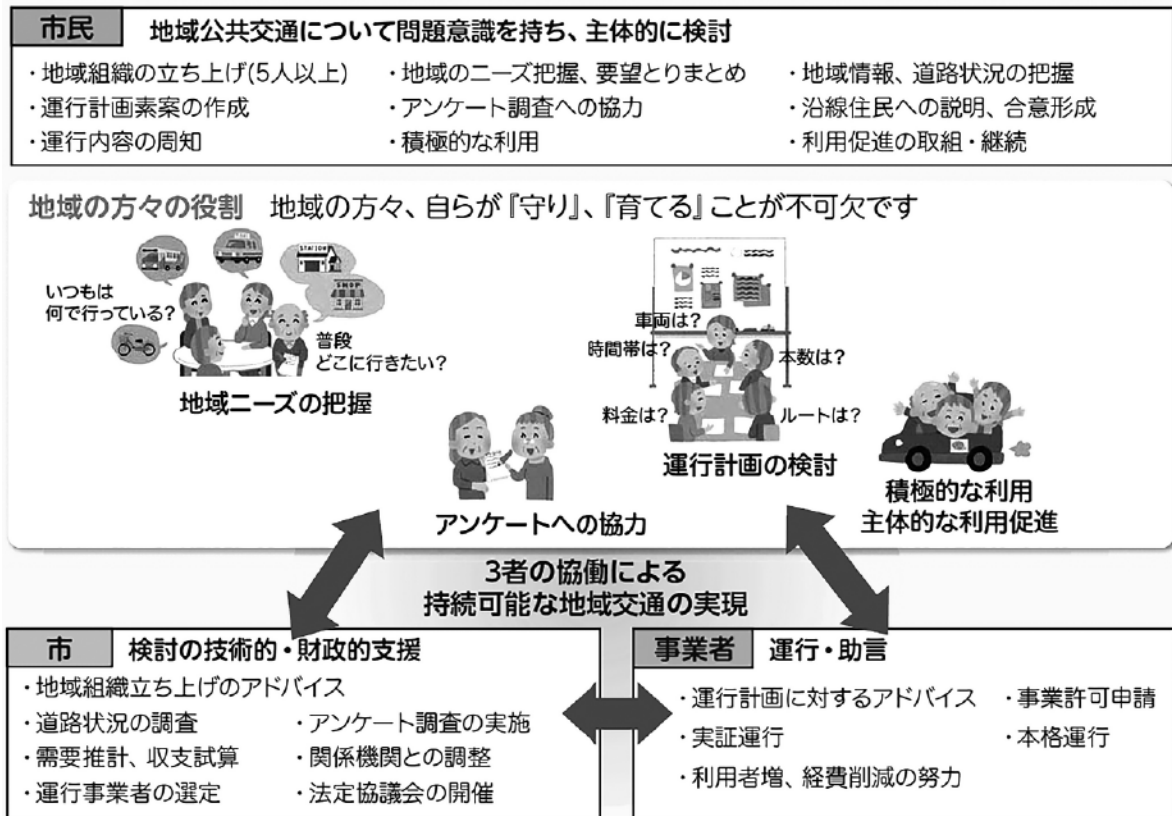
(3) コミュニティバス等のサービス方針

コミュニティバス等のサービス方針は、現在運行しているコミュニティバスの方針を基本としつつ、運賃、運行頻度、時間帯などについては、運行ルートの特徴を考慮し、下記の方針を参考に運行計画を検討する。この方針は、サービス水準の目安であり、地域にとって使いやすく、コンセプトに適した内容であれば、柔軟に設定することができる。

①運賃体系	・ コミュニティバスは、路線バスと同様の対距離運賃を基本とする。 ・ 乗合タクシーは、定額制を基本とする（運行計画により設定）。 [障害者、子供（小学生）は、大人運賃の半額（10円未満切り上げ）]
②運行頻度	・ 運行間隔は1時間に1本程度を基本とする。 [毎時間同じ時刻（毎時同分）に発着する「ラウンドダイヤ」が便利]
③時間帯	・ 7時台～18時台までの運行を基本とする。
④運行日	・ 平日運行を基本とする。[休日は、沿線の主要施設等への交通ニーズを調査して、需要が見込める場合に検討]
⑤運行システム	・ コミュニティバス、または乗合タクシーなどとする。[地域ニーズや道路状況、車両定員数などを考慮して、運行計画により設定]

(4) 検討主体と役割分担

地域公共交通の充実には、市民（地域の方々）、市、事業者が協働で取り組むことが重要である。地域のことを最も知っている市民が中心となり、問題を共有し、コミュニティバス等を市民自らが『守り』、『育てる』ことが不可欠である。市民が主体的に取り組めるように、市や事業者が積極的に支援を行っている。



(5) コミュニティバス等導入の状況

① コミュニティバス

平成15年4月の政令指定都市移行に伴い、西区、見沼区、桜区、南区の4新設区役所へのアクセス手段として導入。その後、北区（17年8月）、岩槻区（19年1月）に導入し、現在6区で運行している。

② 乗合タクシー

地域ニーズや道路状況、車両定員数などを踏まえ、コミュニティバスの運行が難しいとされる地域では、最寄り駅・病院・商店街・金融機関・区役所などの生活関連施設へのアクセス手段として、乗合タクシーを導入。

23年12月に岩槻区和土地地区、25年2月に西区指扇地区の2地区で実証運行を開始。その後、見沼区大砂土東地区、見沼区片柳西地区（ともに29年8月）、岩槻区並木・加倉地区（31年1月）、北区吉野町地区（令和3年4月）、桜区大久保・中央区西与野地区（3年9月）に導入し、現在7地区で運行している。

2. AIデマンド交通実証実験

AIデマンド交通とは、定められた運行エリアを予約状況に合わせて、AIが最適なルートを選択し、乗合で運行する交通システムである。

(1) 柏崎・美幸町地区チョイソコさいたまいわつき号

① 導入背景

交通空白地区等である両地区から乗合タクシー導入の要望があったが、地元が行ったニーズ調査結果から、実証運行が可能な収支率に満たない状況であった。埼玉トヨペット（株）より、地域の移動支援をはじめとする地域貢献を行うため、「トヨタモビリティ基金」を活用した助成事業として、乗合交通導入の提案あり。（令和元年度）

助成事業の目的と、市が抱える課題（交通空白地区等の移動手段確保）が一致したことから、埼玉トヨペット（株）と市が連携し、「AIを活用したデマンド型乗合交通」の実証実験を実施した。（令和3、4年度）



② 導入・利用促進等の実施状況

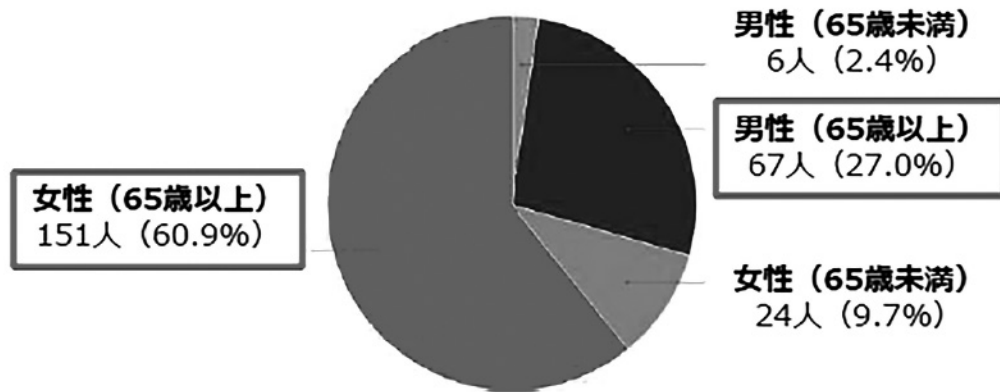
- ・「コミュニティバス等導入ガイドライン」に準じて、路線バスの補完交通として導入
- ・行先（停留所設置場所）は、地元要望を踏まえ決定
 - 地域組織がニーズ把握調査を実施
 - 停留所設置は地元が地先交渉
- ・愛称「チョイソコさいたまいわつき号」は、地元要望を踏まえ決定
- ・利用促進は、地元（地域組織）が、チラシ配布や乗車会等を主体的に実施

③ 実証実験の概要

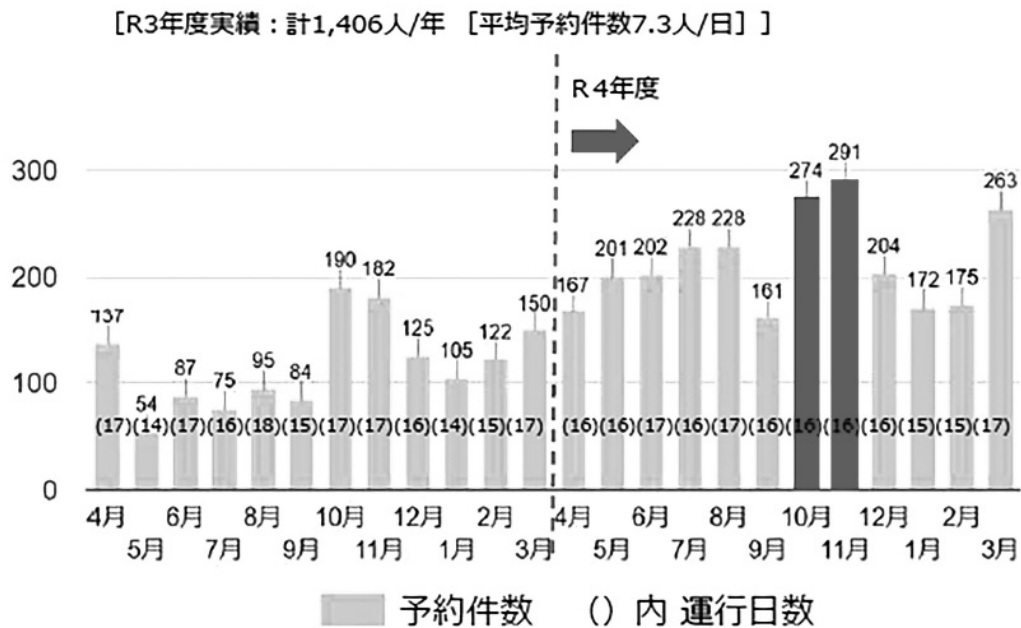
対象地区	岩槻区柏崎地区・美幸町地区
運行日時	月・火・木・金曜日8:30～17:00 ※祝日、年末年始は運行なし
車両数	1台
目的地停留所	38箇所（+4箇所）※地区により行先は異なる、重複を含む
予約方法	電話、またはWEB予約
運賃	300円 ※路線バス結節点停留所での乗降は100円
運行事業者	株式会社岩槻タクシー

④ 令和4年度利用状況

- ・登録者数 1,171人（うち利用経験者数293人 25.0%）
 [3年度 1,086人（うち利用経験者数168人 15.5%）]
- ・利用者の属性 高齢者（65歳以上）の割合 87.9% [3年度 88.6%]



- ・予約件数（利用者数） 計2,566人／年 平均予約件数 13.3人／日
 [3年度 1,406人／年 平均予約件数 7.3人／日]



- ・乗合率 1.47人／便
- ・予約希望時間との差異：±0分（71.1%）[3年度 78.7%]
- ・キャンセル率 16.8% [3年度6.2%]

⑤ 課題等

- ・予約件数の増加に伴い、希望どおり予約を取ることができない割合が上昇している
- ・予約のキャンセル率が上昇している

(2) 美園区みそのREDタクシー

① 導入背景

さいたま市の“副都心”の1つ「美園地区」では、埼玉高速鉄道線「浦和美園駅」を中心に土地区画整理事業を核とした新市街地づくりが進行中であるが、まちの発展・成熟に伴う人口・土地利用等の変化や、新型コロナ危機も契機に一層の多様化が見込まれるライフスタイルや地域ニーズ等に柔軟に対応しながら、郊外住宅地に典型的な過度な自家用車依存から脱却し、低環境負荷で、誰もが移動しやすい域内交通体系の構築が重要なまちづくりの課題となっている。

そこで、市内のスマートシティ施策の推進を目指す「さいたま市スマートシティ推進コンソーシアム」では、既存交通を補完し、多様な地域ニーズに柔軟に応えながら〈脱クルマ依存型生活行動〉を支える移動手段として、AIシステムを用いたオンデマンド交通サービスの実証運行を進めており（第1期：令和3年3～4月、第2期：令和3年12月～4年2月）、第3期実証運行を令和4年10月24日から5年2月12日にかけて実施した。

第1期実証運行にて本サービス形態の受容性等が一定程度確認されたことを受け、第2期実証運行では、より利用シーンに直結したサービス設計として乗降場所・運行時間等の改善や、定額料金制や乗車インセンティブ付与等の試行・検証を実施したが、サービス実装に向けては、利用者増加・稼働率向上による一層の収支改善等が課題として把握された。

そこで第3期実証運行では、第2期実証運行時のサービス内容を基調としつつ、サービス精度向上・稼働率向上等による利用者数増・利用料収入増を狙った施策の試行・検証を行い、また並行して、第2期実証時に試案したファイナンスモデルの実フィールドでの試行・検証も実施した。

今回の第3期実証運行での各種検証を踏まえ、郊外住宅地におけるAIオンデマンド交通サービスの実装モデルについて一層検討を深めるとともに、令和6年度を目標に官民連携でサービス実装に取り組んでいる。



▲実証サービスロゴ
(車両や乗降場所の目印等で使用)

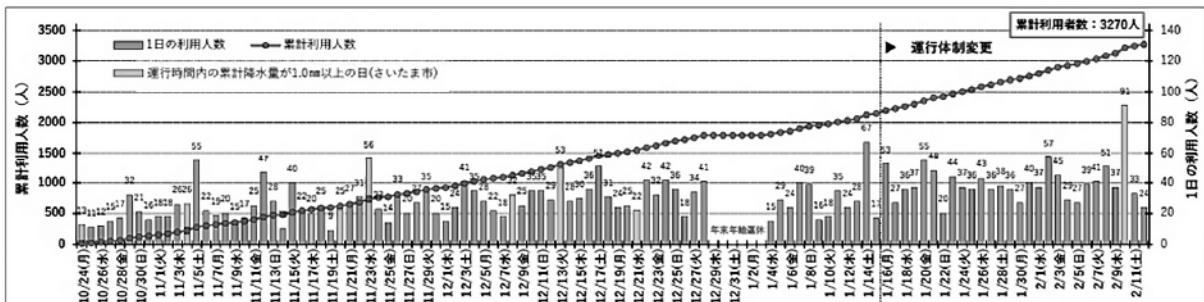
年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
取組	第1期実証運行 ・地域受容性 検証 等	第2期実証運行 ・サービス精 度向上 ・収支モデル 試案 等	第3期実証運行 ・サービス精 度向上 ・収支モデル 試案 等	実証準備等 ・サービス精 度向上 ・協賛等拡大 ・各種手続き、 調整 等	サービス実装 【目標】

② 第3期実証運行概要

運行期間	令和4年10月24日～12月28日 令和5年1月4日～2月12日 (平日73日, 土日祝日33日)		
運行範囲	浦和美園駅周辺：みそのウイングシティ区域を中心とした地域		
運行時間		10/24～1/15	1/16～2/12
	平日	7:00～21:00 (1台)	7:00～21:00 (2台)
	土曜・祝日	9:00～21:00 (2台)	9:00～18:00 (2台)
	日曜	9:00～18:00 (2台)	9:00～18:00 (1台)
運行車両	運転手除く6人乗り (一部4人乗り)		
利用料金 (運賃)	1回乗車	大人 (中学生以上) 300円 / 子ども (小学生) 150円	
	定額乗車券	・30日乗り放題券：大人3,000円 / 子ども1,500円 ・15日乗り放題券：大人1,800円 / 子ども900円 ・おやこ1日周遊券：大人1人につき子ども (未就学児含む) 2人まで400円	
	回数乗車券	・6回分：大人1,500円 / 子ども750円	
予約方法	乗車予約アプリ「MONET」もしくは専用電話にて、会員登録の後、乗降場所・乗車時刻・乗車人数を指定して予約。※20分後～3日後の乗車予約可能		

③ 第3期利用状況

累計利用者数3,270人 (平均30.8人 / 日)



みそのREDタクシー運行車両



乗車予約アプリ「MONET」